

様式第3号（第7条関係）

**パブリックコメント募集案件公表書**  
**【案件名：第3次つくば市生涯学習推進基本計画(案)】**

令和3年(2021年)1月  
つくば市教育局生涯学習推進課

案件名	第3次つくば市生涯学習推進基本計画（案）
募集期間	令和3年(2021年)1月4日～令和3年(2021年)1月31日
担当課	教育局生涯学習推進課
問合せ	TEL 029-883-1111（内線 4511）

### ■ 意見募集の趣旨

生涯学習関連事業を体系的かつ効率よく推進するため、平成28年度（2016年度）に第2次生涯学習推進基本計画を策定し推進してきたが、計画の最終年度を迎えるため、これまでの取組を検証し、社会情勢や市民要望の変化に対応した生涯学習推進に向けた新たな計画を策定するため。

### ■ 資料

- ・第3次つくば市生涯学習推進基本計画（案）
- ・第3次つくば市生涯学習推進基本計画（案）概要版（案）

### ■ 提出方法

- 直接持参
  - ・教育局生涯学習推進課（4階）
  - ・各窓口センター
  - ・各地域交流センター

※施設閉庁日を除く。

- 郵便
  - 〒305-8555
  - つくば市研究学園一丁目1番地1
  - つくば市教育局生涯学習推進課

- ファクシミリ 029-868-7533
- 電子メール edc074@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所（法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、第3次つくば市生涯学習推進基本計画（案）の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。）については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。  
また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 令和3年（2021年）3月頃を予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、教育局生涯学習推進課、  
情報コーナー（庁舎1階）、  
各窓口センター、各地域交流センター



# 第3次 つくば市 生涯学習推進 基本計画(案)

令和3年(2021年)3月

〔対象期間〕

令和3年度(2021年度)から

令和7年度(2025年度)まで



これからの  
やさしさの  
ものさし  
つくばSDGs

## はじめに

令和3年（2021年） 月

## 目次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 近年の生涯学習に関する動向.....	2
(1) 国の動向.....	2
(2) 県の動向.....	3
(3) 市の動向.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
第2章 生涯学習推進をめぐる現況と課題.....	6
1 つくば市の現況.....	6
(1) 総人口・世帯数.....	6
(2) 人口動態.....	7
(3) 人口推移の比較（全国・茨城県）.....	7
(4) 年齢3階級別人口の推移.....	8
(5) 年齢3階級別人口比率の比較（全国・茨城県）.....	8
(6) 将来人口.....	9
2 生涯学習関連施設の概要・利用状況.....	10
(1) 地域交流センター.....	10
(2) ホール（ノバホール・つくばカピオ・市民ホール・アルスホール）.....	11
(3) 図書館.....	13
(4) スポーツ関連施設（体育館等）.....	14
(5) 文化財関連施設.....	15
(6) その他の生涯学習関連施設.....	17

3	第2次つくば市生涯学習基本計画における取組状況.....	18
	(1) 成果指標の推移.....	18
	(2) 各個別事業について.....	19
	(3) 第2次基本計画の取組状況について.....	20
4	生涯学習に関する市民意識調査.....	21
	(1) 調査概要.....	21
	(2) 主な調査結果.....	22
	(3) 調査結果の整理.....	26
5	主要計画の状況.....	27
	(1) つくば市未来構想・戦略プラン.....	27
	(2) つくば市教育大綱.....	28
6	計画の方向性の整理.....	29
	(1) 計画策定の方針.....	29
	(2) 計画内容の方向性.....	30
第3章	計画の基本的考え方.....	31
1	基本理念.....	31
2	基本方針.....	32
	(1) 誰もが自分らしく生きるための生涯学習の推進.....	32
	(2) 学びの力をいかすことができる生涯学習の推進.....	32
3	施策の柱.....	33
	(1) 誰もが自分らしく生きるための生涯学習の推進.....	33
	(2) 学びの力をいかすことができる生涯学習の推進.....	34
4	施策の体系.....	35

第4章 生涯学習推進基本計画の展開（個別事業内容） .....	36
1－(1)－ア 施設の利便性の向上 .....	36
1－(1)－イ 参加機会の拡充 .....	37
1－(1)－ウ 生涯学習の相談・情報の提供 .....	37
1－(2)－ア 参加への障壁をなくす取組 .....	38
1－(2)－イ 主体的に活動に参加できる取組 .....	39
2－(1)－ア 地域で学ぶきっかけ作り .....	40
2－(1)－イ 地域で学びつづける仕組み作り .....	41
2－(2) 実践できる人材の育成 .....	42
第5章 計画の推進 .....	43
1 事業の推進方法 .....	43
2 計画の進行管理と推進体制 .....	43
(1) 個別事業の進行管理・評価 .....	43
(2) 計画全体の進行管理・評価 .....	44
3 成果目標と目標の設定 .....	45
資料編 .....	46
1 計画策定の経過 .....	47
2 各課の取組事業一覧 .....	48
3 つくば市生涯学習審議会条例 .....	50
4 つくば市生涯学習審議会委員名簿 .....	52

#### 各年の表記について

- 1 文中の年度及び年は、和暦と西暦を原則併記しています。
- 2 図表中は和暦を原則として、西暦の表記が可能な場合は併記しています。

## 第1章 計画策定の趣旨

---

### 1 計画策定の目的

今日、我が国では国際化、情報化、科学技術の急速な進展、少子・高齢化の進行など、社会・経済情勢が急速に変化しています。経済的発展と社会的課題の解決を両立する Society 5.0 と呼ばれる新たな社会像が内閣府の第5期科学技術基本計画で示されるとともに、国際連合では、人間、地球及び繁栄のための行動計画である「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられ、「誰一人取り残さない」という包摂的な理念のもと、様々な取組が世界各地で行われています。

生涯学習の分野でも、そうした新しい社会像の中で、私たち一人一人が人生の各段階で多様な目的を持った学びが得られ、生涯を通じた学習機会の提供や家庭・地域の教育力の強化などの「生涯学習社会」の実現に向けた取組が求められています。

つくば市では、平成5年（1993年）に「つくば市生涯学習推進大綱」を、平成15年（2003年）にはその改訂版となる「つくば発——ゆとり伝心 つくば市生涯学習推進大綱」を策定するとともに、生涯学習関連事業を体系的かつ効率よく推進するため、平成18年（2006年）に「生涯学習推進基本計画」を策定し、平成27年度（2015年度）を目標年度とする10か年計画を推進し、2016年度から2020年度の5か年を「第2次つくば市生涯学習推進計画」（以下、第2次計画）として進めました。

第2次計画の最終年度を迎えることから、これまでの取組を検証し、昨今の社会情勢や市民要望の変化に対応した、生涯学習推進に向けての新たな「生涯学習推進基本計画」（以下、第3次計画）を策定することとしました。

## 2 近年の生涯学習に関する動向

### (1) 国の動向

年	事項
昭和 56 年	中央教育審議会において「生涯学習」の定義を定める
昭和 63 年	臨時教育審議会答申にて文部省生涯学習局設置
平成 2 年	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律制定 ⇒生涯学習の振興に資するための都道府県における事業、国や都道府県の生涯学習審議会、市町村の生涯学習推進体制などを規定
平成 2 年	文部大臣の諮問機関として生涯学習審議会設置
平成 18 年	教育基本法改正 ⇒(1) 生涯学習の理念を新たに定義 (2) 教育の目標、家庭教育、社会教育、学校、家庭及び地域住民等の連携協力等の規定の充実
平成 20 年	中央教育審議会答申 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」 ⇒国民の「学ぶ意欲」を支えること、社会全体の教育力向上が盛り込まれる 教育振興基本計画策定（第 1 期） 社会教育法、図書館法、博物館法の改正 ⇒社会教育行政は国民に必要な学習機会の提供や奨励、 学校・家庭・地域住民等の連携・協力を促進することなどを追加
平成 25 年	教育振興基本計画策定（第 2 期）
平成 27 年	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正 ⇒地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る
平成 28 年	中央教育審議会答申 「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」 ⇒学習の成果が広く社会的に活用されることで、さらなる学習活動につながり 「学び」と「活動」が循環する生涯学習社会の実現について言及
平成 30 年	教育振興基本計画策定（第 3 期） 中央教育審議会答申 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」 ⇒「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり、開かれ、つながる社会教育の実現について言及

## (2) 県の動向

年	事項
昭和 63 年	茨城県生涯学習推進本部設置
平成元年	茨城県生涯学習推進計画策定（第 1 次）
平成 4 年	茨城県生涯学習審議会設置
平成 23 年	茨城県生涯学習推進計画改定（第 4 次） 計画期間：平成 23 年度（2011 年度）～平成 27 年度（2015 年度）
平成 24 年	生涯学習推進検討委員会 ⇒現代的課題や地域課題を解決するための施策に踏み出す
平成 28 年	茨城県生涯学習推進計画改定（第 5 次） 計画期間：平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度）

## (3) 市の動向

年	事項
平成 5 年	つくば市生涯学習審議会設置（任期 2 年、以降継続） つくば市生涯学習推進大綱策定 つくば市民の生涯学習調査実施 つくば市生涯学習推進本部設置
平成 15 年	つくば市生涯学習推進大綱改定
平成 16 年	つくば市民の生涯学習調査実施
平成 18 年	つくば市生涯学習推進基本計画（第 1 次）策定 計画期間：平成 18 年度（2006 年度）～平成 27 年度（2015 年度）
平成 24 年	生涯学習に係る市民意識調査実施
平成 28 年	つくば市生涯学習推進基本計画（第 2 次）策定 計画期間：平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度）
令和元年	生涯学習に関する市民意識調査実施 つくば市教育大綱策定

### 3 計画の位置づけ

本計画は、つくば市のまちづくりにおける基本的な指針である「つくば市未来構想」、教育全般の方向性・在り方を示す指針である「つくば市教育大綱」に基づいた生涯学習を推進するための基本計画です。

策定に当たっては、生涯学習に関連する市で策定した各種計画（つくば市教育振興基本計画、つくば市スポーツ推進計画等）をはじめとした、各計画との整合を図ります。

また、国・県における生涯学習に関する各種施策・計画等を踏まえ、つくば市の状況に応じた計画とします。

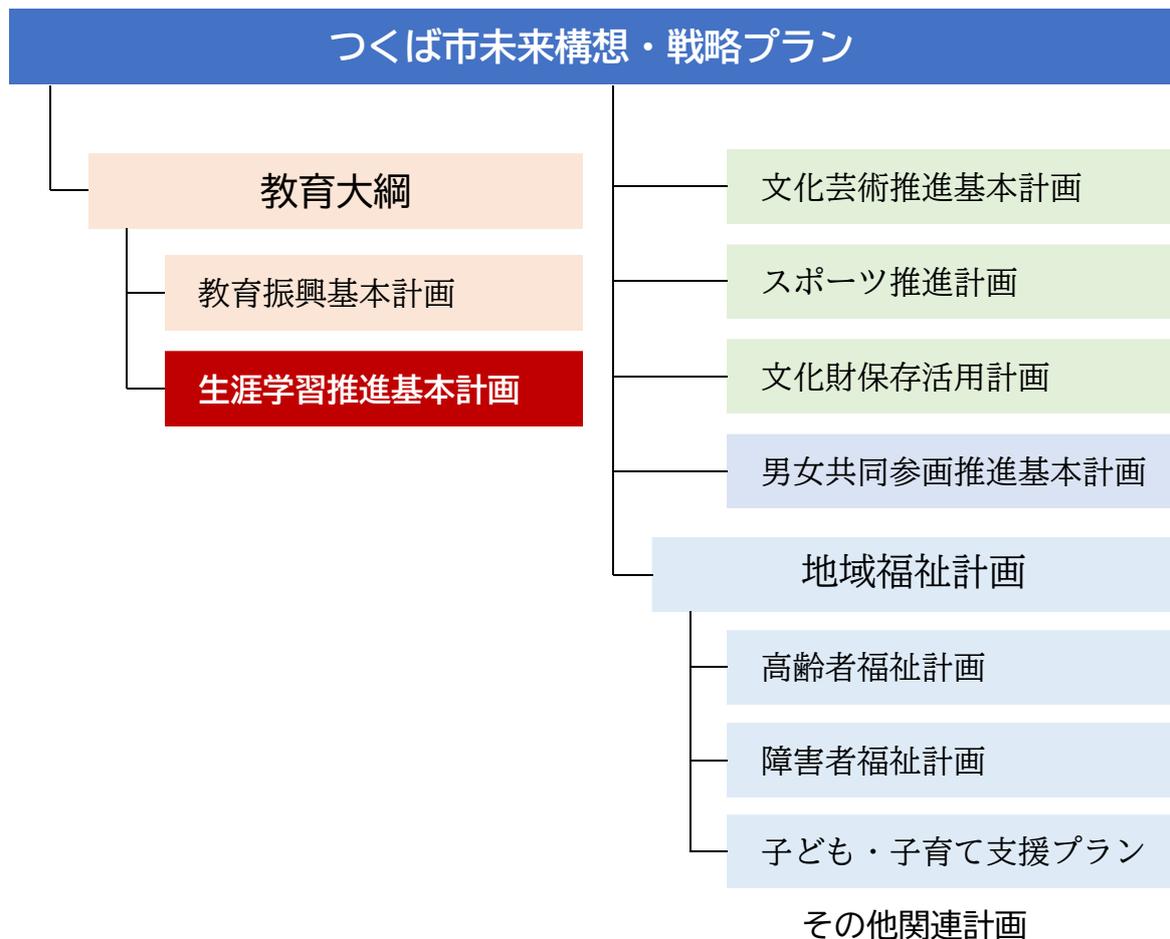


図 1-1 関連する計画(つくば市戦略プランをもとに作成)

#### 4 計画の期間

本計画は、第2次計画と同様に、新たな市民ニーズや社会・経済情勢に柔軟に対応できるよう5か年計画とし、計画期間を、第2次計画終了後の令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）とします。

また、令和6年度（2024年度）にはアンケート調査を実施し、本計画の評価及び次期計画の策定の基礎資料とする予定です。

期間中には、進行管理により、社会情勢の変化等必要に応じて計画の見直しを図ります。

年度	平成			令和							
	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8～
	第2次計画				第3次つくば市 生涯学習推進基本計画					第4次 計画	

●生涯学習に係る 市民意識調査				★					★		
●つくば市民意識調査		★		★		★		★		★	
●地域交流センター 利用者アンケート	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★

★＝実施予定年

図 1-2 生涯学習推進基本計画の工程表(予定)

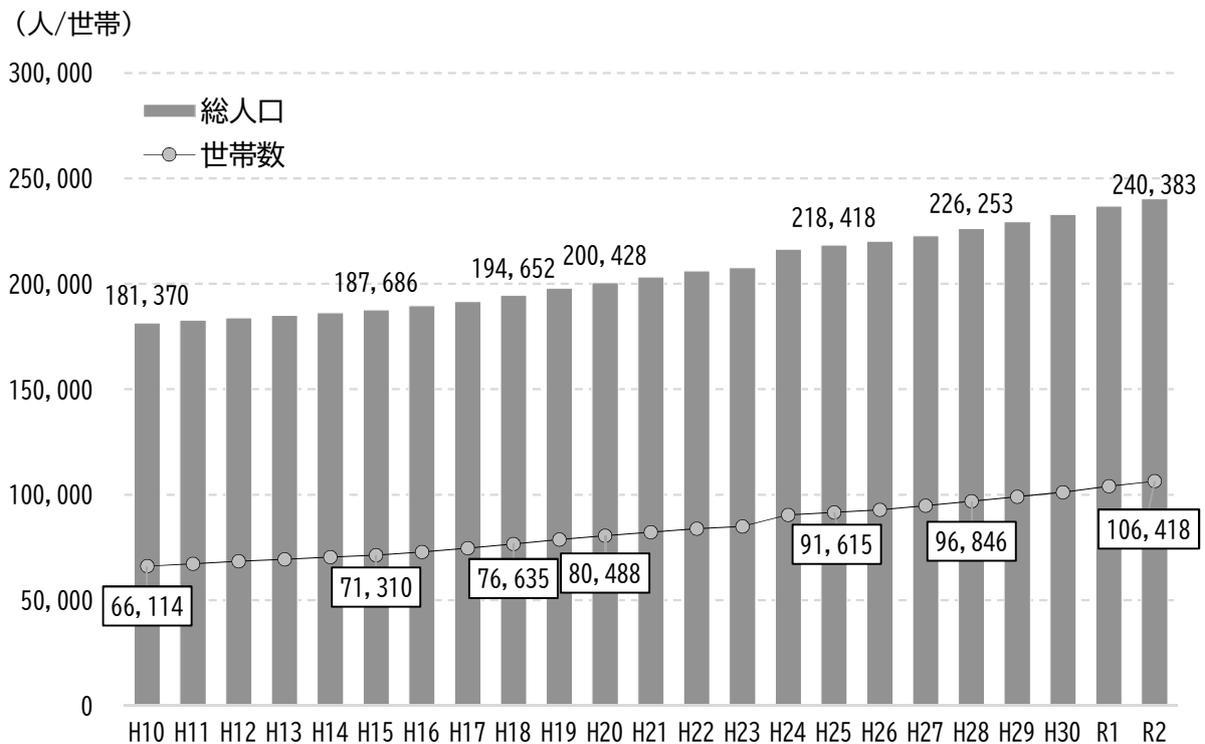
## 第2章 生涯学習推進をめぐる現況と課題

### 1 つくば市の現況

#### (1) 総人口・世帯数

つくば市の総人口及び世帯数は一貫して増加傾向にあります。令和2年(2020年)10月1日現在の住民基本台帳による人口<sup>1</sup>では、240,383人・106,418世帯で、第2次計画が始まった平成28年度(2016年度)の同月同日と比較<sup>2</sup>すると、14,130人、9,572世帯の増となっています。

グラフ 2-1 総人口・世帯数の推移(各年10月1日現在)



(出典：『統計つくば2019』及び令和2年度行政区別人口表(つくば市))

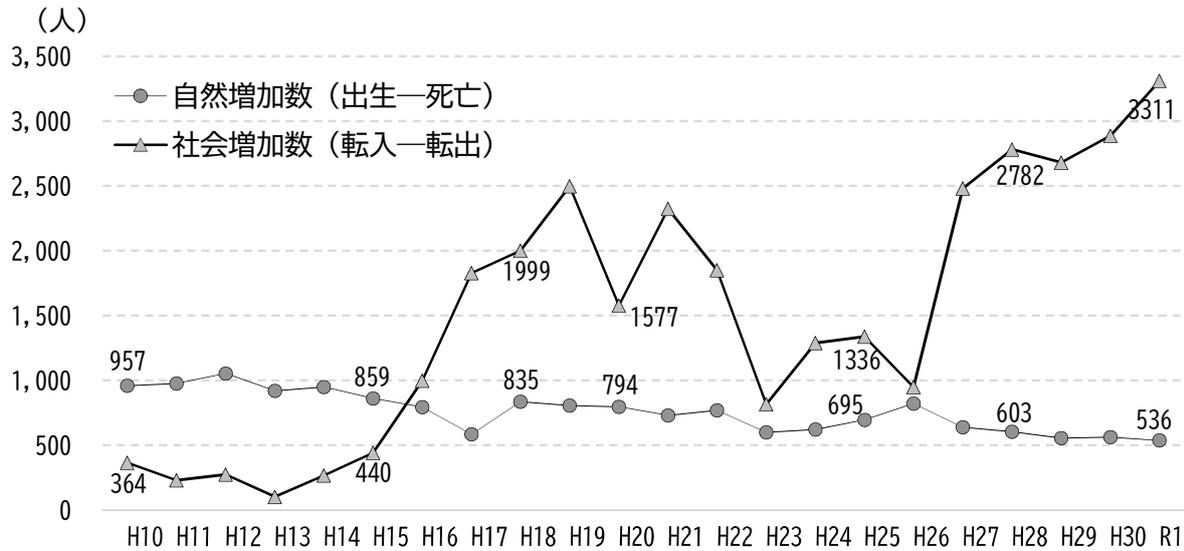
<sup>1</sup> 住民基本台帳人口について、平成24年(2012年)8月以降の資料には外国人住民を含む。

<sup>2</sup> 平成28年(2016年)10月1日現在では226,253人・96,846世帯

**(2) 人口動態**

人口動態をみると、自然増加数は比較的一定していますが、社会増加数は平成 27 年（2015 年）以降著しく伸びています。

グラフ 2-2 人口動態(各年1月1日～12月31日 累計)

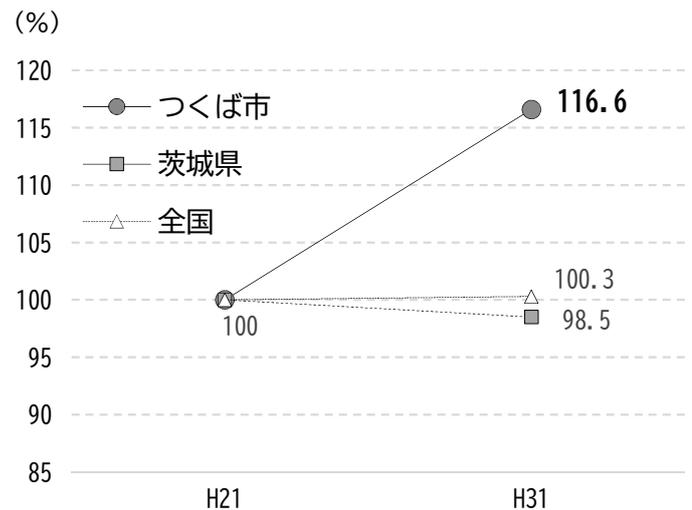


(出典：『統計つくば 2019』)

**(3) 人口推移の比較(全国・茨城県)**

平成 21 年（2009 年）を 100 とした場合の平成 31 年（2019 年）の人口を茨城県や全国と比較すると、県や国がほぼ横ばいなのに対して、つくば市は増加が目立っています。

グラフ 2-3 人口推移の比較(平成 21 年(2009 年)=100)



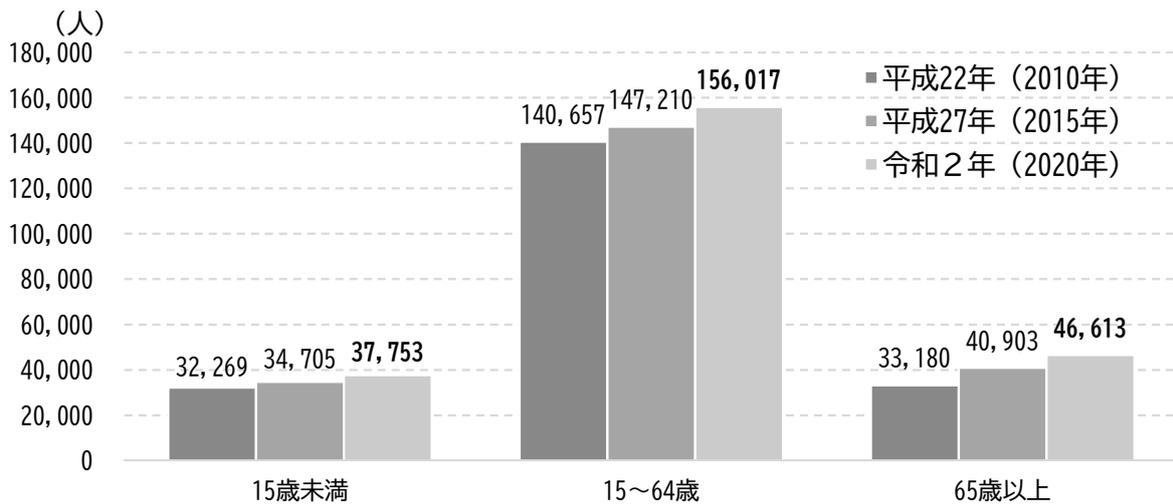
(出典：各年住民基本台帳人口データ)

(平成 21 年（2009 年）3 月 31 日、平成 31 年（2019 年）1 月 1 日時点)

#### (4) 年齢3階級別人口の推移

年齢3階級別の人口推移をみると、つくば市の人口増加は65歳以上人口が大きく増加しているだけでなく、15歳未満の人口も増加しています。

グラフ 2-4 つくば市の年齢3階級別人口の推移

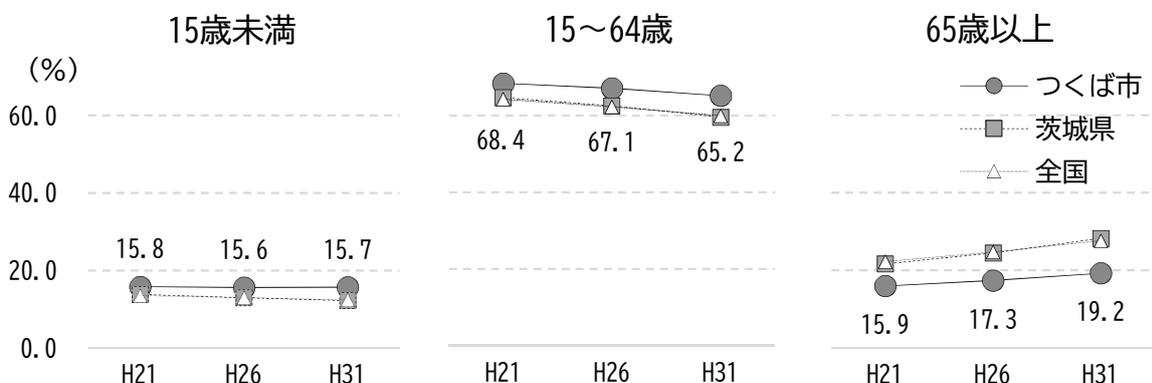


(出典：行政区別年齢別人口表 (つくば市) 各年10月1日現在)

#### (5) 年齢3階級別人口比率の比較 (全国・茨城県)

年齢3階級別の人口比率を全国や茨城県と比較すると、つくば市の15歳未満及び15~64歳は国や県よりもやや多く、65歳以上は少なくなっています。推移をみると、15歳未満は横ばい、15~64歳は減少、65歳以上は増加となっており、この傾向は国や県と同様です。

グラフ 2-5 年齢3階級別人口比率の経年比較

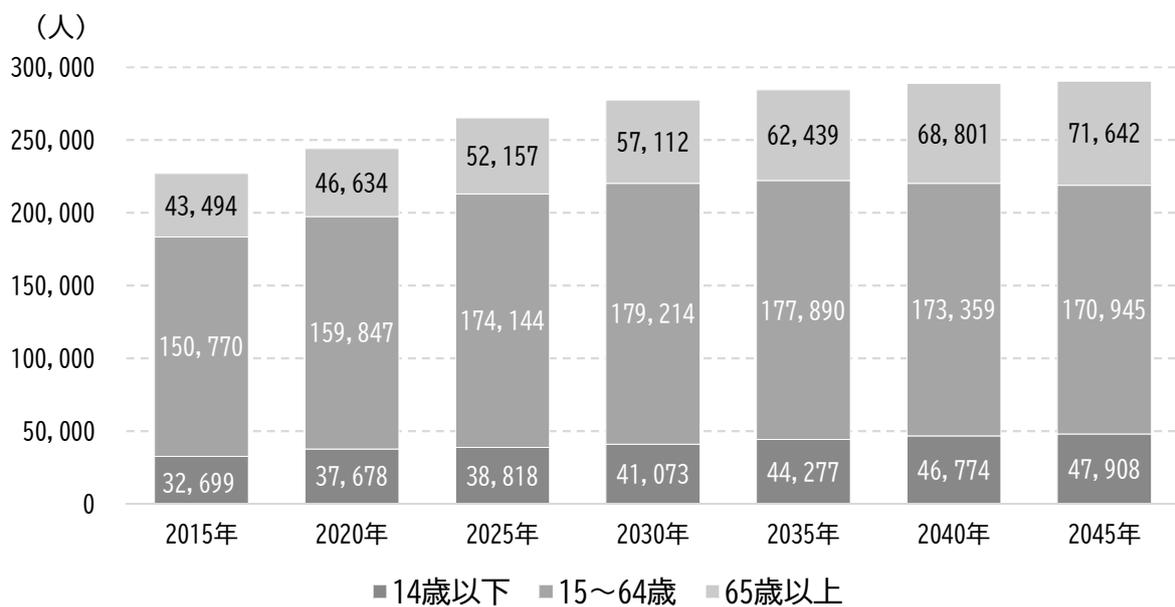


(出典：各年住民基本台帳人口 (国・茨城県・つくば市) (平成21年(2009年)3月31日、平成26年(2014年)以降1月1日時点)

(6) 将来人口

「つくば市未来構想」における将来推計人口によれば、つくば市の人口のピークは令和30年（2048年）ごろに約29万人に達すると想定しています。年齢3階級別の人口比率は人口の変動にかかわらず、65歳以上の比率が増加し続けると推計されています。

グラフ 2-6 将来人口の推計及び構成



(資料提供：政策イノベーション部企画経営課)

## 2 生涯学習関連施設の概要・利用状況

### (1) 地域交流センター

つくば市の面積は 283.72 km<sup>2</sup>で、うち可住地面積は約 85%を占めます。

この広い市内には地域住民の社会教育を担う施設として 17 か所の公民館が整備され、各種講座や学級、図書貸出しなどに利用されてきました。

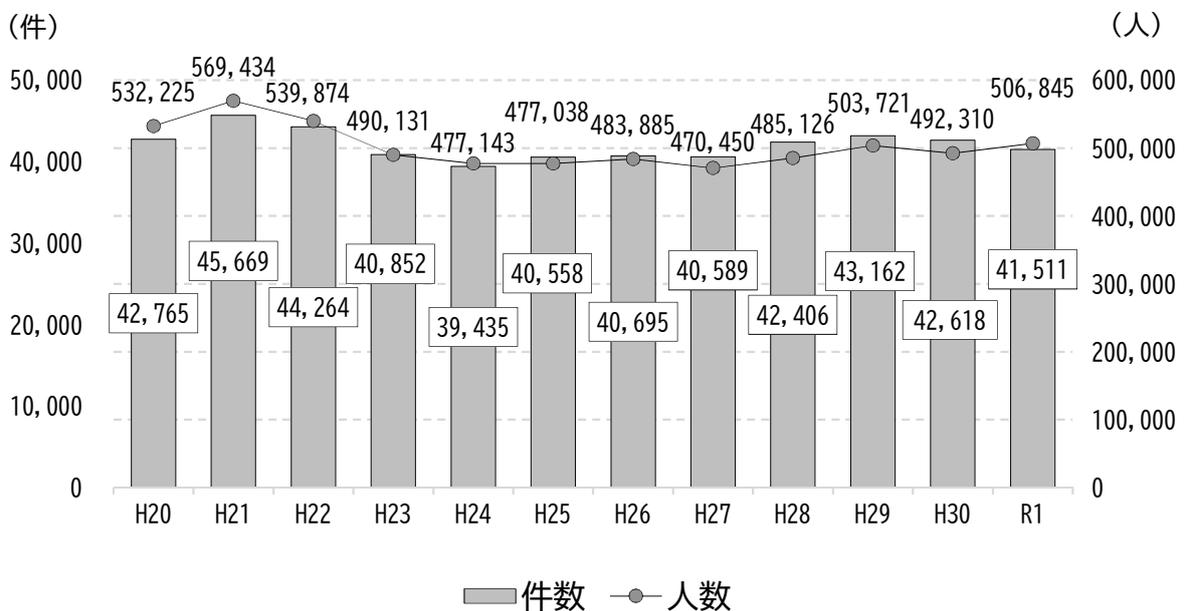


写真 1 竹園交流センター

平成 22 年（2010 年）12 月策定の「つくば市地域交流センター基本計画」により、それまでの公民館の在り方を見直し、より市民の利便性の高い生涯学習施設になるよう、地域交流センターとして運営体制が変更され、市民の様々な活動に利用されています。

利用状況を見ると、近年は約 50 万人・約 4 万件の利用で推移しています。

グラフ 2-7 地域交流センターの利用状況(各センターの合計)



(資料提供：市民部文化芸術課)

**(2) ホール（ノバホール・つくばカピオ・市民ホール・アルスホール）**

市内には、文化の振興を目的として、1,000席の大ホールを有するノバホール、アリーナ等多目的な利用にも対応したつくばカピオ、その他に市内4か所に市民ホールを設けています。また、中央図書館があるつくば文化会館アルス内には、100名規模のアルスホールもあり、幅広い市民のニーズにこたえています。

**ア ノバホール**

ノバホールは、国内有数の音響効果を持つ音楽ホールである大ホールと小規模な演奏会に対応した小ホールからなり、ギターソロからフルオーケストラ、ロックコンサートなど各種音楽を始め、映画、演劇等の鑑賞会や市民オーケストラ、市民劇団の発表等、地域の芸術・文化活動の拠点として利用されています。



写真 2 ノバホール

表 2-1 ノバホールの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)	102,358	103,078	102,445	114,363	102,188
利用件数(件)	487	496	482	484	457

(資料提供：市民部文化芸術課)

**イ つくばカピオ**

各種室内スポーツや集会などの多目的な利用のためのアリーナ、演劇利用を主目的とした劇場、その他文化関係の諸室によって構成されており、幅広い市民のニーズに対応した施設となっています。



写真 3 つくばカピオ

表 2-2 つくばカピオの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)	204,841	205,008	214,934	198,514	200,029
利用件数(件)	5,740	6,292	6,289	6,183	5,958

(資料提供：市民部文化芸術課)

### ウ 市民ホール（やたべ・つくばね・とよさと・くきざき）

つくば市合併以前に各町村にあった圏民センター内のホールを、引き続き市民の文化の振興と教養の向上を図り、市民福祉の増進に資するため、市民ホールとして4か所に設けています。



写真 4 市民ホールくきざき

表 2-3 市民ホールの利用状況(4か所計)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)	123,014	117,312	113,989	125,158	110,948
利用件数(件)	1,665	1,708	1,565	1,995	2,100

(資料提供：市民部文化芸術課)

### エ アルスホール

アルスホールは、つくば文化会館アルス内に設置された 100 名収容できる多目的ホールです。社会教育施設であるため営利目的・物品販売等の利用はできませんが、音楽会や講演会といった文化芸術活動に使用されています。

表 2-4 アルスホールの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用件数(件)	271	294	313	254	276

(資料提供：教育局中央図書館)

(3) 図書館

市内には、市民の生涯学習を支援するとともに、文化情報資源を受発信する「知」の拠点として、中央図書館及び4か所の地域交流センター図書室（谷田部・筑波・小野川・荃崎）が設けられ、オンラインによる一体的な図書館サービスを行っています。また、広い市内にあっても図書館サービスが利用できるよう、市内47か所

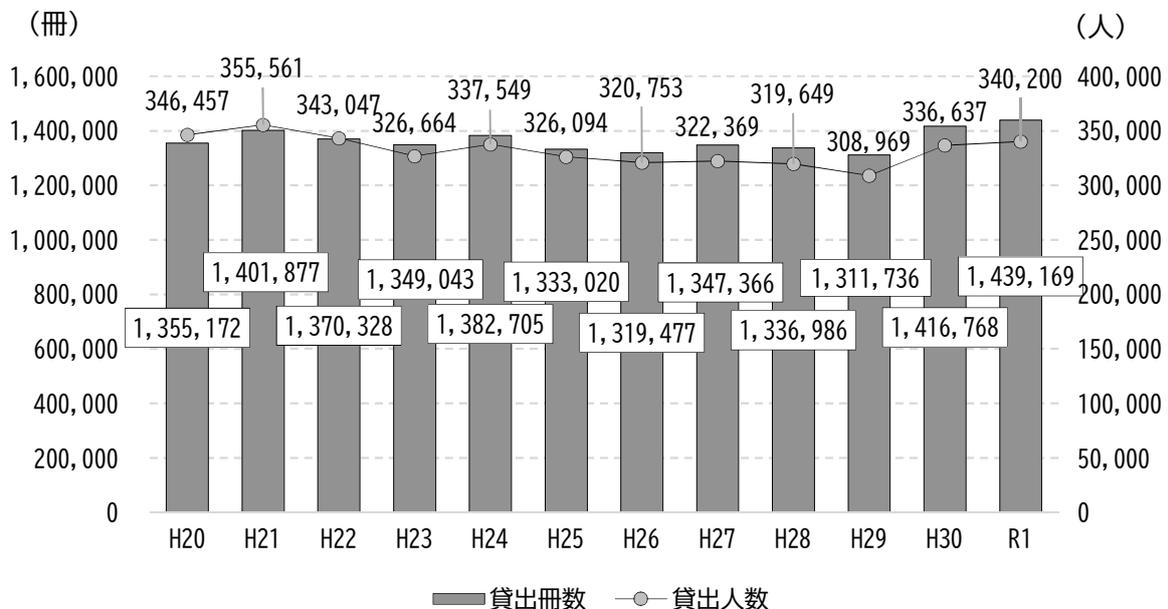


写真 5 中央図書館

（令和2年度）のステーションを巡回する自動車図書館、送付貸出・返却サービスも実施しています。

近年の利用状況をみると貸出人数は30万人を超えるペースで推移しており、貸出冊数も同様に130万冊から140万冊程度で推移しています。特に、平成30年度（2018年度）からは開館時間の延長もあり、貸出人数・冊数ともに増加傾向にあります。

グラフ 2-8 図書館の利用状況



（資料提供：教育局中央図書館）

**(4) スポーツ関連施設（体育館等）**

市内には、多くの市民がスポーツに取り組むことのできるよう、体育館、テニスコート、武道場、野球場やサッカーコートなど、様々なスポーツのニーズに対応した施設があります。

多くのスポーツ施設は、オンラインで施設利用の予約を取ることができ、市民の利便性を高めています。



写真 6 筑波総合体育館

表 2-5 スポーツ施設の利用者数(スポーツ振興課管理 有料施設分)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)	651,706	632,515	609,689	604,430	594,199

(出典：『令和元年度主要施策の成果及び予算執行の実績報告書』（つくば市) )

表 2-6 スポーツ施設の利用者数(公園・施設課管理 有料施設分)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)	293,197	290,097	274,353	261,644	264,790
利用件数(件)	40,019	39,734	37,532	37,556	38,287

(出典：『令和元年度主要施策の成果及び予算執行の実績報告書』（つくば市) )

## (5) 文化財関連施設

市内には、古代の郡役所跡や中世の城館などの歴史的にも貴重な遺跡や、それらの遺跡から出土した土器や地域の文化財を展示する施設が市内各所にあります。

### ア 桜歴史民俗資料館

桜地区内にある多数の発掘出土品、民具、古文書等を保存、展示しています。ナウマン象の化石や縄文時代の料理など、貴重で興味深い展示品が多数そろっています。

表 2-7 桜歴史民俗資料館の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)	2,780	3,621	3,204	7,809	8,064

(資料提供：教育局文化財課)

### イ 出土文化財管理センター

市内の遺跡発掘調査による出土品を保管し、一部を展示しています。

表 2-8 出土文化財管理センターの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)	231	107	119	126	58

(資料提供：教育局文化財課)

### ウ 平沢<sup>かんが</sup>官衙遺跡歴史ひろば

平沢官衙遺跡は、古代（奈良・平安時代）の常陸国筑波郡の郡役所跡と想定される遺跡で、昭和 55 年（1980 年）に国の史跡指定を受けました。校倉、土倉、板倉の 3 棟を復元して古代空間を再現し、案内所を併設しています。



写真 7  
平沢官衙遺跡歴史ひろば

表 2-9 平沢官衙遺跡歴史ひろばの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)	55,051	51,346	52,478	46,508	50,689

(資料提供：教育局文化財課)

## エ 小田城跡歴史ひろば

小田城跡は、鎌倉から戦国時代まで常陸国南部で最大の勢力を誇った小田氏の居城跡で、昭和 10 年(1935 年)に国の史跡指定を受けました。堀と土塁に囲まれた本丸空間内に池等を復元しており、小田氏と小田城跡について学習できる案内所も設けています。



写真 8 小田城跡歴史ひろば

表 2-10 小田城跡歴史ひろば案内所の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度 <sup>3</sup>	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)	(開設前)	17,170	17,479	21,204	19,853

(資料提供：教育局文化財課)

## オ 谷田部郷土資料館

谷田部地区内の文化財を収集し、展示したもので、江戸時代の発明家「飯塚伊賀七」が製作した木製和時計の復元品があります。

表 2-11 谷田部郷土資料館の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)	1,661	1,597	1,031	4,591	3,948

(資料提供：教育局文化財課)

<sup>3</sup> 平成 28 年(2016 年)4 月開設。

(6) その他の生涯学習関連施設

この他にも、市では生涯学習に関する取組を各施設で行っています。

表 2-12 その他の生涯学習施設の概要と利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
<b>■市民研修センター</b>					
市民の生涯学習活動や企業研修の場として、幅広い利用に対応できる施設です。入浴設備があり、研修で疲れた体を癒やすことができます。					
利用者数(人)	35,206	32,316	34,737	31,615	33,203
利用件数(件)	21,047	18,973	20,903	19,209	21,285
<b>■ふれあいプラザ</b>					
市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の実現に寄与するために設置されました。					
利用者数(人)	70,195	67,847	71,672	70,003	15,433
利用件数(件)	17,410	18,185	19,316	17,194	62,753
<b>■さくら民家園</b>					
伝統的古民家を移築し、一般公開しており、市内の学校の授業で活用されています。					
来場者数(人)	7,047	6,535	6,522	7,009	7,705
団体利用数(件)	56	44	35	56	65
<b>■働く婦人の家</b>					
勤労者やその家庭の主婦などのほか、これから働くことを希望する女子勤労者のために相談・指導・実習などを行い、知識・教養の向上と休養及びレクリエーションの場を提供しています。前期・後期・冬期に各種講座を開設します。					
利用者数(人)	8,206	8,122	7,976	8,426	8,042
利用件数(件)	1,094	1,055	1,040	1,108	1,106
<b>■つくば市民ギャラリー</b>					
中央公園内にあるレストハウスの一角を利用したギャラリーです。美術を目的とする利用を優先いたしますが、予約に空きがある場合は、音楽会や各種ワークショップ等、その他の目的でも御利用いただけます。					
利用件数(件)	31	35	35	47	48

(資料提供：各施設所管課)

### 3 第2次つくば市生涯学習基本計画における取組状況

#### (1) 成果指標の推移

第2次計画では、施策の柱ごとに成果指標及び目標を設定し、各種事業に取り組みました。取組の結果は以下のとおりです。

目指す姿	成果指標	計画時の現況 (平成28年度)	目標 (令和元年度)	実績 <sup>4</sup> (令和元年度)
<b>(1) 個人の自立に向けた学習機会の提供</b>				
個人の自立に向けた学習機会の提供により、生涯学習へ関心をもつ市民を増やす	生涯学習に取り組んでみたい人の割合	78.3%	80%	78.1%
<b>(2) 生涯学習環境の整備</b>				
情報提供や相談など生涯学習環境整備により、生涯学習に取り組む市民を増やす	実際に学習活動に取り組んだ人の割合	52.6%	60%	57.9%
<b>(3) 生涯学習関連施設の充実</b>				
生涯学習施設の充実や利便性の向上により、施設を利用して生涯学習に取り組む市民を増やす	地域交流センターの利用者数	483,885人	500,000人	506,845人
<b>(4) 絆づくりと地域づくりに向けた学習機会の提供</b>				
人との絆や地域との結びつきを深める学習機会の提供により、その成果を社会に還元する市民を増やす	自分の学習成果で社会に貢献したい人の割合	54.7%	60%	49.6%
<b>(5) 生涯学習推進体制の強化</b>				
全市的な生涯学習推進体制の強化により、生涯学習の取組への市民評価を高める	市の施策のうち、生涯学習に満足／どちらかといえば満足な人の割合	32.9%	40%	32.8%

<sup>4</sup> (1)・(2)・(4)は生涯学習に関する市民意識調査(令和元年(2019年)実施)、(3)は市民部文化芸術課提供資料、(5)はつくば市民意識調査(令和元年(2019年)実施)を参照。

## (2) 各個別事業について

第2次計画では、個別事業について各担当課による評価を毎年度行い、その評価の妥当性を生涯学習推進本部及び生涯学習審議会において審議しました。

個別事業は、市で行う事務事業の計画・実施・評価・改善のマネジメントサイクルを運用し、継続的改善に取り組み、効率的かつ効果的で質の高い行政サービスの提供に資するために実施している事務事業評価をもとに評価を行っています。

評価は、事業の達成度合いをはかる有効性と、得られた成果に対して費用対効果が高かったかをはかる効率性の2つの観点から行い、その評価の組合せにより、総合評価を行っています。

各年度における評価は次表のとおりです。なお、平成28年度分（2016年度）は91事業の評価を行っていましたが、平成29年度（2017年度）分以降は事業内容を見直し・統合を進め、全体で73事業に絞り込み、評価を実施しています。

その結果、令和元年度（2018年度）までの評価では、多くの事業は総合評価B（成果・費用対効果の向上に努めつつ継続実施）となり、生涯学習の取組を全庁的に着実に実施できました。

また、総合評価がA以上の事業についても、年を追うごとにその比率は増加し、令和元年度（2018年度）には5事業が該当するなど、高い成果を上げる事業もありました。

これらのことから、第2次計画における個別事業は、担当課において着実な実施が図られ、生涯学習の推進を一定程度はかることができたと考えられます。

表 2-13 第2次計画における評価の一覧

年度	評価事業数	有効性／効率性 総合評価								
		高/高 S	高/中 A	中/高 A	中/中 B	高/低 C	低/高 C	中/低 D	低/中 D	低/低 E
		成果・費用対効果を維持して継続実施	成果を維持して継続実施	費用対効果を維持して継続実施	成果・費用対効果の向上に努めつつ継続実施	成果を維持し費用対効果を向上させる必要有り	費用対効果を維持し成果を向上させる必要有り	費用対効果を向上させる必要有り	成果を向上させる必要有り	事業の抜本的な見直しの必要有り
28 <sup>5</sup>	77	2	0	1	74	0	0	0	0	0
29	73	0	1	0	71	0	0	0	1	0
30	73	0	2	0	71	0	0	0	0	0
元	73	0	5	0	68	0	0	0	0	0

### (3) 第2次基本計画の取組状況について

第2次計画の取組状況を概観すると、個別の事業評価では一定の成果が上げられています。成果指標の目標値として挙げた項目は、地域交流センターの利用者数を除いて達成できていない状況です。

この背景には、第2次計画において重点事業と設定した項目を中心に各事業に取り組んできたものの、様々な内容で各部署が取組を進めていたため、全体として取組を充実させることはできたものの、市民のニーズを十分に満たすことができていなかったと考えられます。

<sup>5</sup> 平成28年度（2016年度）分評価は、計画に示された91事業を事務事業延べ135事業で実施。そのため、重複を除いた評価事業数は77事業となる。平成29年度（2017年度）分以降は、各個別事業の重複をできる限りなくす方向で91事業の再編を行い、事務事業単位で評価を行っている。

## 4 生涯学習に関する市民意識調査

令和元年（2019年）に、つくば市民を対象に「生涯学習に関する市民意識調査」を実施しました。

### (1) 調査概要

市民の社会力を高め、生涯学習の一層の充実を目指した第3次計画を策定するに当たって、市民の生涯学習の現状、生涯学習に対する考えや要望を把握し、それらをいかし、反映させるために実施しました。

表 2-14 生涯学習に関する市民意識調査 実施概要

調査地域	つくば市全域
調査回答者	市内在住の20歳以上の男女 2,600人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送又はインターネットによるアンケート調査
調査期間	令和元年（2019年）10月4日（金）～10月22日（火）
回収結果	有効回収数 890件（有効回収率 34.2%）
	【郵送】有効回収数 690件（有効回収率 26.5%）
	【インターネット】有効回収数 200件（有効回収率 7.7%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答者自身のことについて</li> <li>・回答者の日頃の生活のことについて</li> <li>・回答者自身の学習について</li> <li>・この1年間の回答者の学習について</li> </ul>

(2) 主な調査結果

ア 生涯学習に対する関心

生涯学習に対する関心は、78.1%が「ある」と回答しており、非常に高い割合となっています。特に30歳代、40歳代は9割近くが「ある」と回答していますが、年代が高くなるほど、低くなっています。

過去の調査と比較すると、「ある」と回答した人の割合はこれまでの調査と比較して最も低くなっています。

グラフ 2-10 生涯学習への関心(問3)



グラフ 2-9 生涯学習への関心(問3:年代別)

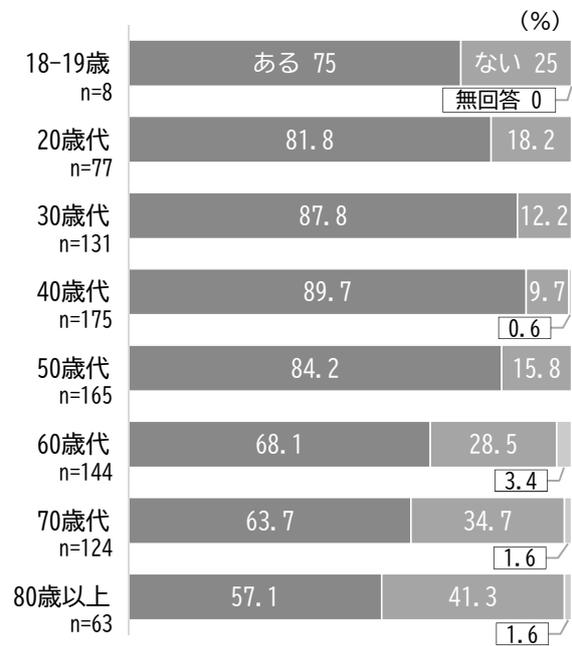


表 2-15 生涯学習に対する関心の推移

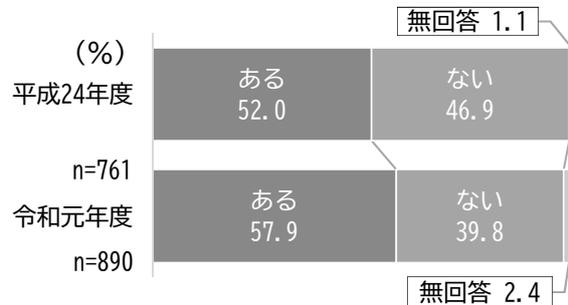
年	平成5年 (1993年)	平成14年 (2004年)	平成24年 (2012年)	令和元年 (2019年)
n=	1,403	1,061	761	890
ある	81.9	84.0	79.5	78.1
ない	18.1	16.0	20.5	20.9
無回答	-	-	-	1.0

## イ 学習活動の状況

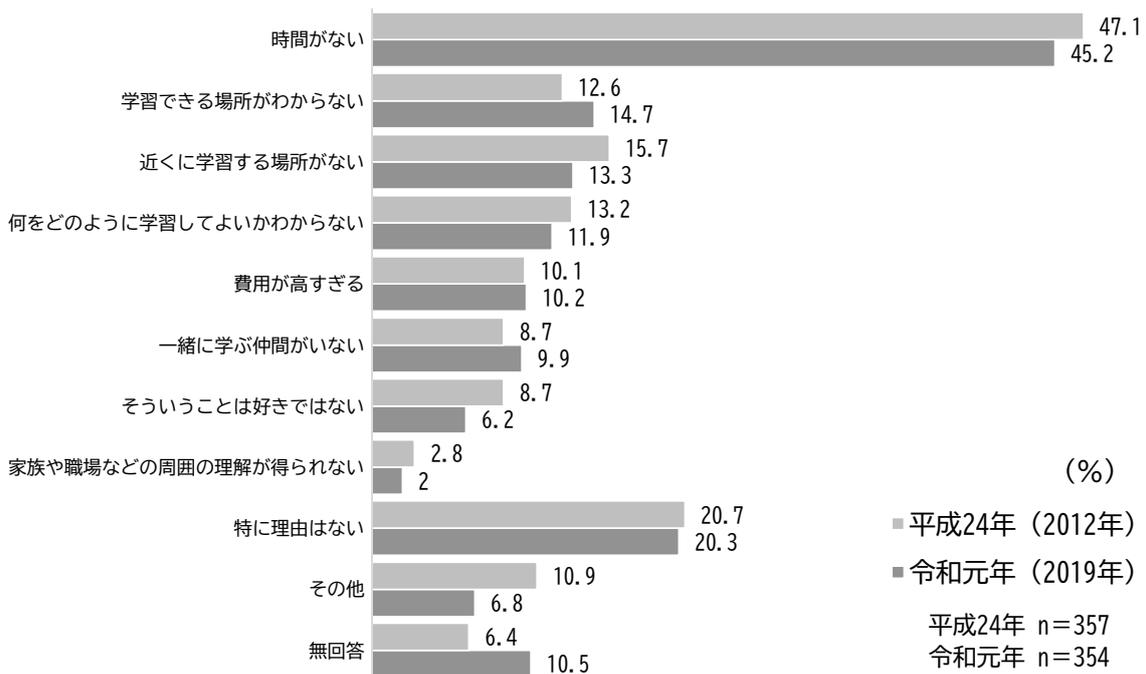
生涯学習に対する関心は高い一方で、この一年間に学習した人の割合は、6割程度にとどまっています。他方で、前回調査と比較し5ポイントほど増加しています。

学習しなかった理由としては、前回調査と比較すると特に目立った変化はなく、引き続き「時間がない」が45.2%と特に高くなっています。

グラフ 2-11 過去1年間の学習経験(問4)



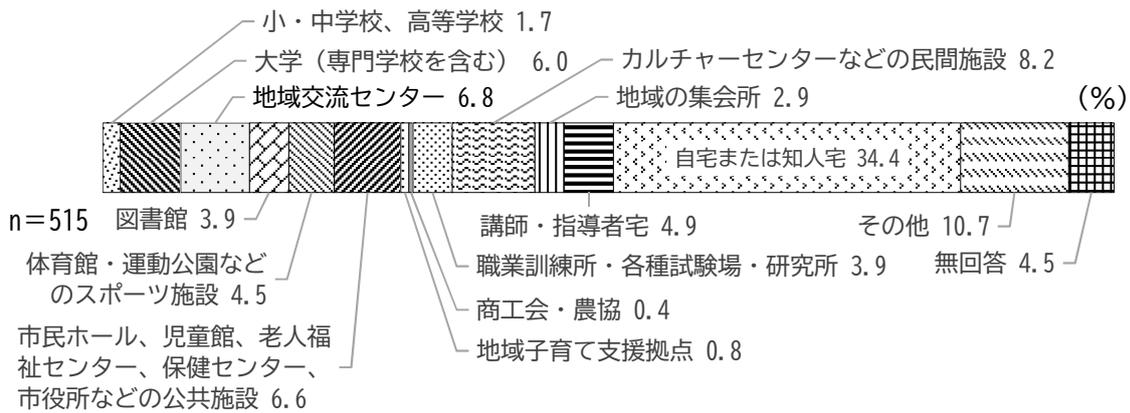
グラフ 2-12 学習しなかった理由(平成24年(2012年)との比較)



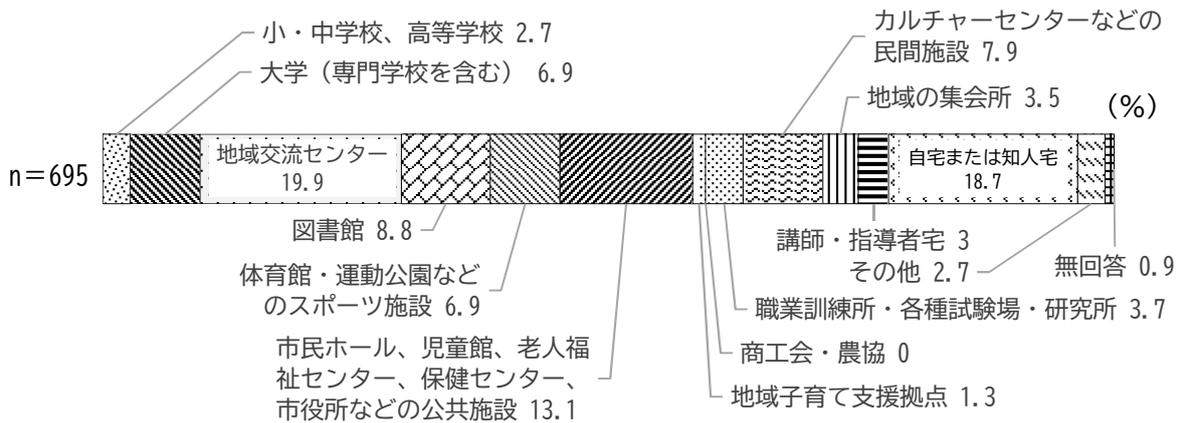
ウ 学習場所の現状と希望

また、学習場所は、自宅・知人宅が最も多くなっていますが、地域交流センターや図書館などの市の公共施設で学ぶことを希望する方が多くいます。

グラフ 2-13 現状の学習場所(問4-3)



グラフ 2-14 希望の学習場所(問3-3)

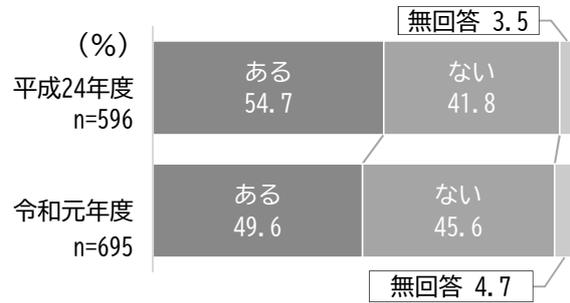


エ 学習成果の社会貢献意向

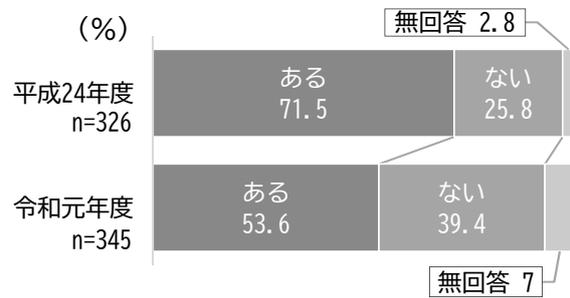
学習成果をつくば市のまちづくりにいかしたいと考えている方の割合は5割に満たない状況です。

また、「市民協働」のまちづくりを進めるために担い手として参加したいかという設問では、「参加したい」と回答した人の割合は、前回調査と比べ 20 ポイント近く低下しています。

グラフ 2-15 学習成果の社会貢献意向(問 3-5)



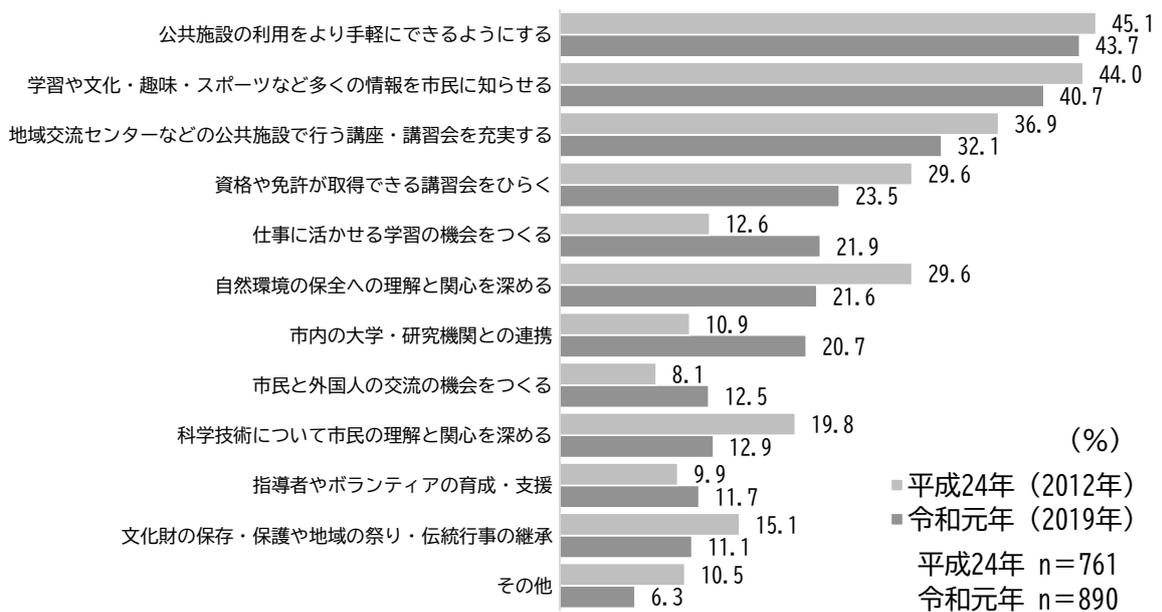
グラフ 2-16 市民協働への参加意向(問 3-7)



オ 市に重点的に取り組んでほしい施策

前回調査と比較し、市に重点的に取り組んでほしい施策は、公共施設の利便性向上や広報活動の充実、講座の充実など大きく変化していません。

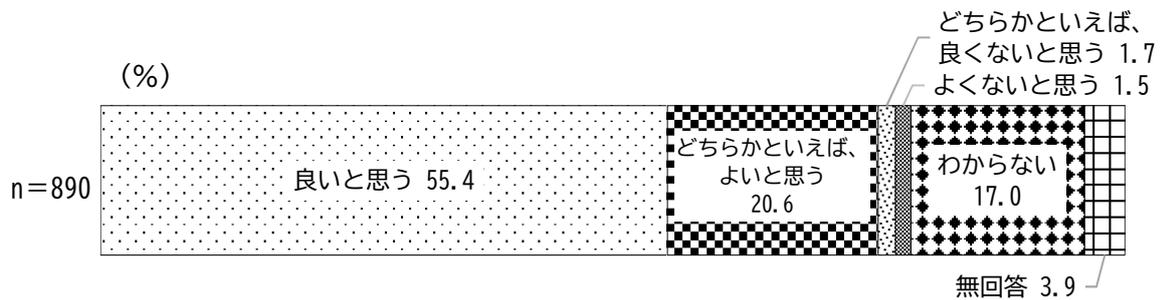
グラフ 2-17 市に期待する生涯学習の施策(上位3項目:平成 24 年(2012 年)との比較)



カ 「社会力」の考え方について

今回、新たな調査項目として、生涯学習や社会教育分野の充実により、つくば市の教育で重点的に取り組んでいる「社会力」の育成を図ることについての賛否を伺ったところ、「よいと思う」「どちらかといえば、よいと思う」が70%を超え、多くの方から理解を得ることができました。

グラフ 2-18 市の今後の方向性への考え(問 10)



(3) 調査結果の整理

調査結果から、市民の多くが生涯学習に関心がある一方で、学習活動に取り組んでいる市民は限られている状況が明らかになりました。

その理由としては、「時間がない」など学習時間が十分に確保できないことが挙げられます。

学習場所については、多くの方が自宅等で学習をしていますが、地域交流センターをはじめとする公共施設での学習を希望されている方が多くいます。

それらの学習の取組をいかし社会に貢献したり、街づくりの担い手として参加したりする意向は、前回調査と比較し大きく低下している状況です。

また、市に重点的に取り組んでほしい施策については、前回調査と比較し大きく変化していません。

そして、現在、生涯学習や社会教育分野の充実により、つくば市の教育で重点的に取り組んでいる「社会力」の育成を図ることについては、多くの市民から賛同をいただいています。

## 5 主要計画の状況

### (1) つくば市未来構想・戦略プラン

つくば市では、総合計画の基本構想として令和2年（2020年）に「つくば市未来構想」を改定しました。これは、21世紀半ばまでを計画期間とし、中間目標として令和12年（2030年）の未来像を示しています。

また、「つくば市戦略プラン」は、未来構想で示された令和12年（2030年）の未来像を受けて、その実現に向けて5年間の戦略・取組を定めたものです。

未来構想では「つながりを力に未来をつくる」をまちづくりの基本理念として掲げました。これは、「多様なコミュニティの中で、顔と顔が見えるつながりをつくり、挑戦が新たなまちの活力を生み出し、さらなる好循環を生み出すことで、まちを持続的に発展させていく」（未来構想：p.41）という思いが込められています。

そうした中で、目指すまちのビジョンとして、

- 1 魅力をみんなで創るまち
- 2 誰もが自分らしく生きるまち
- 3 未来をつくる人が育つまち
- 4 市民のために科学技術をいかすまち

を掲げ、各ビジョンで令和12年（2030年）の未来像を明らかにしています。

また、つくば市戦略プランでは、「誰もがつながり役割を持てる社会参加の環境整備」（個別施策Ⅱ－2－②）に生涯学習が位置づけられており、「生涯にわたる学びの場の推進」が主要プロジェクトとして位置づけられています。

生涯学習分野においても、「つながりを力に未来をつくる」という基本理念を踏まえ、つくば市が目指すまちづくりのビジョンを進めていく必要があります。

## (2) つくば市教育大綱

つくば市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの教育、学術及び文化の振興に関する根本的な方針として「つくば市教育大綱」を策定しました。

教育大綱では、つくばの教育が目指すものとして、最上位の目標に「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を掲げ、その実現に向けて、次の2つの方向性が示されています。

- ① 一人ひとりが幸せな人生を送るために、各人の違いが受容されそれぞれが持っている多様で豊かな個性が花開く環境をつくる。
- ② 地域全体がその環境において一人ひとりの「善き生の実現能力<sup>6</sup>」と、人と人がつながり、自主的に持続可能なより良い社会をつくるための「社会力<sup>7</sup>」を育てる。

教育大綱で示されたこれらの考え方は、学校教育に限らず、社会教育も含めた生涯学習全般にわたって踏まえる必要があります。

---

<sup>6</sup> 善き生の実現能力とは、善き自己実現ができ、幸せな人生を送れる力のこと。

<sup>7</sup> 社会力とは、他者を積極的に理解し良い関係性をつくり、より良い社会をつくろうとする力のこと。

## 6 計画の方向性の整理

### (1) 計画策定の方針

第2次計画では、多様な市民ニーズに対応するべく、つくば市が行っている生涯学習に関連する取組を幅広く挙げ、全庁的な取組体制をとることにより、生涯学習の推進を図ってきました。

その結果、第2次計画は、多くの事業で一定程度の取組の成果を得ることはできましたが、成果指標の目標値を達成できるような取組とはなっていませんでした。

また、市民アンケートにおいても、市に望むことについては前回調査と今回調査を比較し、大きな変化はありませんでした。

このことから、これまでの計画の在り方から大きく変化させることが求められます。計画の策定に当たり、上位計画となる未来構想・戦略プランでは、

総花的ではなく、地域の強みを活かし、社会構造の変化や時代のニーズに合致した戦略的な取組が必要です。

（「つくば市未来構想」本編：p.11）

予算や職員等の経営資源に限られる中、市の魅力を高め、持続可能なまちづくりを進めていくに当たっては、戦略的・計画的に施策を展開する必要があります。そのため、市政の中でも特に重点的に取り組む施策に経営資源を配分し、組織横断的に実行するとともに、計画的に進行管理を行う5年間の「戦略プラン」を策定し、効果的・効率的に2030年の未来像実現に向け取り組んでいきます。

（「つくば市戦略プラン」本編：p.17）

という方針で、計画が策定されています。

生涯学習分野においても、これまでの総花的な内容から、特に市民ニーズの高い分野、また社会構造の変化に対応した分野を重点的に取り組む施策とし、そこに経営資源を配分し、組織横断的に実行することが求められます。

そこで、第3次計画では、未来構想・戦略プランの基本理念や考え方を踏まえ、これまでの取組は引き続き着実に実施することを前提に、公共施設の利便性の向上や広報活動の充実等、生涯学習に関する市民意識調査で明らかになった市民ニーズの高い分野、また、オンラインによる講座の実施等、社会構造の変化に対応した分野に特化し、事業を精選して取り組むこととします。

## (2) 計画内容の方向性

第3次計画では、教育全般の方針を示した「つくば市教育大綱」の「つくばの教育が目指すもの」で示された2つの方向性に対応した基本方針とし、「社会力」の育成に重点を置いた内容とします。

個別の事業は内容を個々に見直し、教育大綱における2つの方向性に対応する内容、かつ、生涯学習に関する市民意識調査の結果を踏まえた市民ニーズの高い分野を優先して取り組むこととします。

また、「つくば市未来構想」等でも取り上げられているSDGsの理念である、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、生涯学習分野において必要な事業についても、計画に取り上げ、進捗管理・評価の対象とすることとします。

なお、第2次計画に含まれていた事業で、第3次計画で継続しない事業については、生涯学習関連事業とし、その事業内容や評価・見直しは実施する各課等で行うこととし、本計画による進捗管理・評価は行わないこととします。

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

生涯学習は、個人の自己実現を図る学習活動と、それらの成果が、地域にある様々な課題を解決することのできる力を持つ活動と2つの側面があります。

これまで、つくば市では、平成5年（1993年）に「つくば市生涯学習推進本部」を設置し、全庁的な体制のもと生涯学習に取り組む環境整備に努めてきました。

第2次つくば市生涯学習推進基本計画では、生涯学習で「つなぐ つむぐ つくば」を基本理念とし、人と人、地域と地域、知識と知識、過去と未来などを有機的に「つなぐ」こと、その相互作用から新たな価値や学びを「つむぐ」ことを目指し、取組を進め、多様な生涯学習活動が行われてきました。

現在、SDGsの基本的な考え方「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、全世界的に取り組みが進んでいます。生涯学習の分野においても、多様で豊かな個性が花開き、自己実現を図る生涯学習に取り組むことができる環境がこれまで以上に「広がる」よう進めることが求められています。

また、まちづくりの基本的な指針である『つくば市未来構想』も令和2年（2020年）に改定され、「つながりを力に未来をつくる」が基本理念に掲げられたほか、人と人がつながり、よりよい社会を作り出す力である「社会力」の育成が、つくば市教育大綱』に盛り込まれました。様々な「つながり」をもとに、生涯学習の成果を生かして地域や社会の課題に挑戦することで、地域、そしてつくば市をさらによりよいものにすることがこれからのまちづくりで求められています。

こうしたことから、第2次計画の内容をさらに発展させ、第3次つくば市生涯学習推進基本計画の基本理念を

**つながる 広がる つくばの生涯学習**

と設定します。

## 2 基本方針

基本理念の実現に向けて取り組む方向を示す基本方針は、教育大綱で示された「つくばの教育が目指すもの」で示された2つの方向性に対応する2つの基本方針により取組を進めていきます。

また、これらの基本方針は、「つくば市未来構想」における目指すまちの姿とも対応させることで、理念を共有し、全庁的な取組の推進を図ります。

### (1) 誰もが自分らしく生きるための生涯学習の推進

誰もが生涯学習に取り組むことができ、自分らしく生きることのできる社会を目指すため、生涯学習に取り組む環境の整備を行います。

この方針は教育大綱における「一人ひとりが幸せな人生を送るために、各人の違いが受容されそれぞれが持っている多様で豊かな個性が花開く環境をつくる」に対応するほか、未来構想における目指すまちの姿で示された「誰もが自分らしく生きるまち」の実現にも貢献する分野となります。

### (2) 学びの力をいかすことができる生涯学習の推進

地域での学習機会を確保するほか、生涯学習活動のサポートを行うことで地域での学びを充実させ、さらにその学びの成果を地域づくりにいかす力を有する「社会力」を有した人材の育成に取り組めます。

この方針は教育大綱における「地域全体がその環境において一人ひとりの『善き生の実現能力』と、人と人がつながり、自主的に持続可能なより良い社会をつくるための『社会力』を育てる」に対応するほか、未来構想における目指すまちの姿で示された「未来をつくる人が育つまち」の実現にも貢献する分野となります。

### 3 施策の柱

本計画の推進に当たり、施策のポイントを示す施策の柱を基本方針ごとに2つ決めました。

#### (1) 誰もが自分らしく生きるための生涯学習の推進

##### ア 多様な学びの実現

第2次計画では、「年代やライフスタイルに応じた多様な学習要望に応じる、個人の自立に向けた学習機会の提供」として、家庭教育支援の充実や青少年の健全育成、成人のキャリアアップ及び高齢者の生きがい対策や現代的課題解決のための学習機会の提供、社会生活を円滑に営む上で困難を有する人への学習機会の提供が目標として定められ、一定の成果を収めました。

他方で、生涯学習に関する市民意識調査では、市の施設の利便性や市主催講座が平日日中に開催されることについて課題が指摘されるなど、様々な市民のニーズに対応した学びを実現できてはいない現状があります。

そこで、第2次計画の内容を更に発展させ、学習機会の拡充に向けて、施設の利便性の向上や講座の開催形態の見直し、生涯学習情報の提供により、誰もが生涯学習に取り組むことができるような環境整備を進めていきます。

##### イ 誰一人取り残さない生涯学習

第2次計画においても、社会生活を円滑に営む上で困難を有する人への学習機会の提供を図るべく支援者の養成を行うなど取組を進めていましたが、SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない社会」の実現に向けては、それらの取組を一層加速させていく必要があります。

そこで、第3次計画では、これらの取組を重点的に取り組むため、施策の柱に位置付け、情報提供の在り方を見直すほか、日本語教室の実施等により、これまで十分に情報が提供できていなかった障害のある人や外国人の方が生涯学習に取り組むための障壁をなくしていきます。

また、誰もが主体的に生涯学習に取り組むことができるよう、第3次計画においては特に障害のある人が主体的に学習活動に参加できる講座の実施に取り組めます。

## (2) 学びの力をいかにすることができる生涯学習の推進

### ア 地域で学び合う生涯学習

第2次計画では、学習内容の充実や人材育成の観点から「絆づくりと地域づくりに向けた学習機会の提供」、「生涯学習環境の整備」として、市ウェブサイトの充実や指導者登録制度の拡充、リーダー等の育成に取り組めました。

その結果、市や市民団体等で多くの生涯学習に関する事業が展開され、市民意識調査では、過去1年間に学習に取り組んだ人の割合は6割近くと、多くの市民が学習に取り組んでいます。

他方で、学習状況を見てみると自宅での学習が主となっていますが、学習形態の希望については市が行う講座や講習会を望む方が多くなっており、多くの人とかかわりながら学習したいものの、十分に取り組むことができていない状況がわかります。また、市内にいる人材から学びたいというニーズも多くありました。

第3次計画では、そうしたニーズを踏まえ、地域で学びを始め、続けられるよう、講座等学習機会の提供を拡充するほか、生涯学習に取り組んでいる市民の活動を支援する事業を行います。

### イ 「社会力」を持った人材の育成

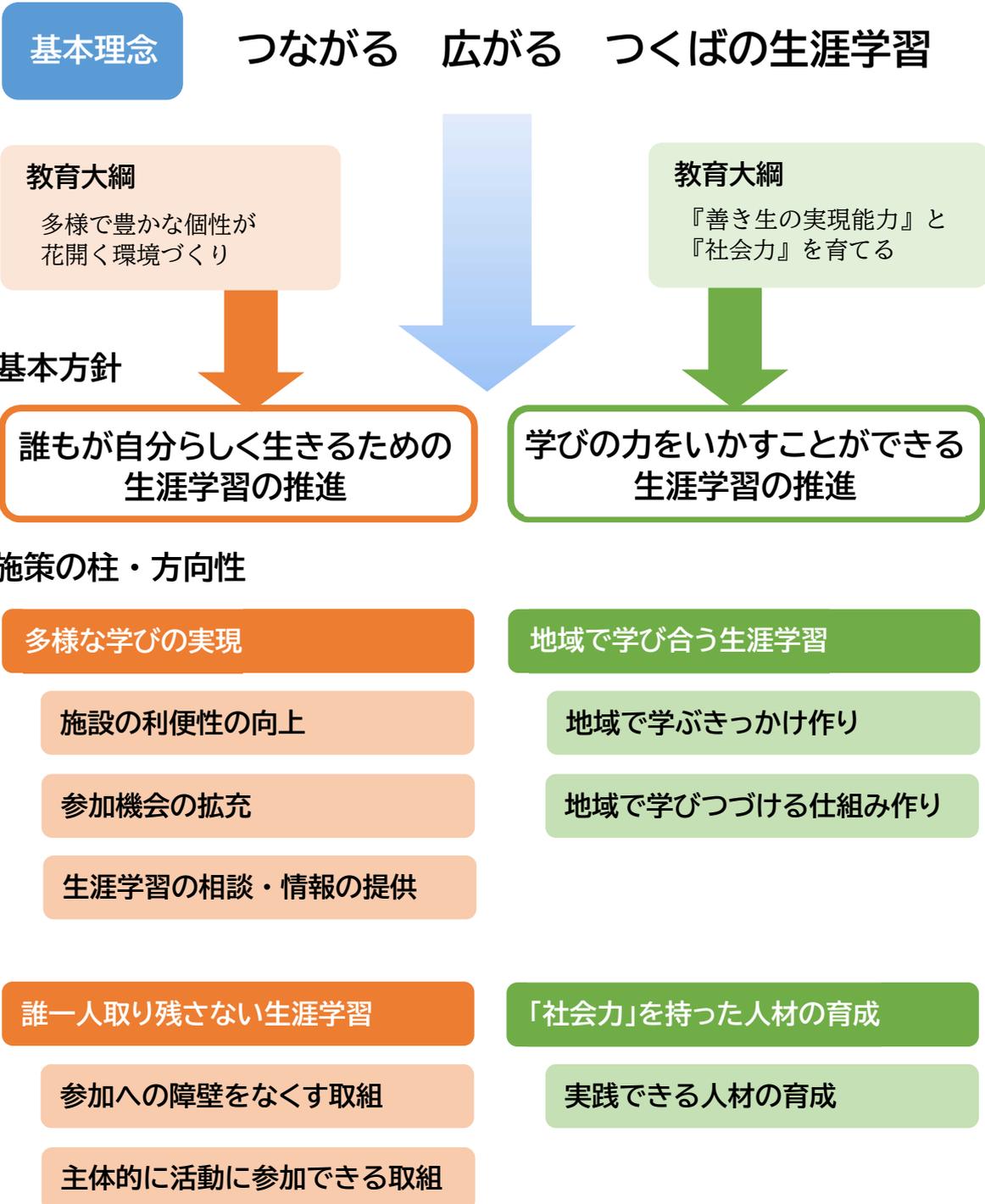
教育大綱において、つくばの教育が目指す方向性として「社会力」の育成が掲げられており、生涯学習・社会教育分野においてもその方向性をとることが「よいと思う」方の割合が多数を占めています。

他方で、実際に学習活動に取り組んだ方が、地域貢献に取り組んだり、「市民協働」の担い手となったりする意向を持っている人は半数にとどまっています。

第3次計画では、「社会力」を有した人材が、地域社会をよりよいものとするために活躍できるよう、講座を実施し、活躍できる環境を整備していきます。

## 4 施策の体系

つくば市未来構想 つながりを力に未来をつくる



## 第4章 生涯学習推進基本計画の展開（個別事業内容）

施策の柱で示したそれぞれの項目の実現に向けて、取り組む事業を方向性別にまとめています。

### 1-(1)-ア 施設の利便性の向上

市民意識調査では、多くの市民の方から施設の利便性の向上を求める意見が挙がりました。

第3次計画では、これまで取り組んできた利便性向上に向けての取組を一層すすめて、生涯学習関連施設をより利用しやすくします。

事業名	事業概要	関係課
図書館利便性向上事業	開館時間延長の継続、地域で手軽に図書館サービスを受けられる自動車図書館ステーションと返却ができるサービスポイントの増設等	中央図書館
市民交流施設 利便性向上事業	誰でも気軽に利用できるような施設づくり	文化芸術課

### 1-(1)-イ 参加機会の拡充

生涯学習関連の講座は、主に地域交流センターで平日の日中に開催されることが多く、土曜日・日曜日や夜間の実施機会は限られていました。また、市域が広域にわたるため、身近な環境で生涯学習に取り組むことも難しい状況にありました。

第3次計画では、平日日中に限らず、夜間や休日、またオンラインによる学習機会を提供し、参加機会を拡充します。

事業名	事業概要	関係課
民間企業での生涯学習事業	民間企業等での生涯学習講座の実施促進	生涯学習推進課
オンラインによる生涯学習講座事業	ウェブを活用し、動画配信等による生涯学習講座の実施	生涯学習推進課
地域交流センター活用事業	夜間・休日における学習機会の提供	文化芸術課

### 1-(1)-ウ 生涯学習の相談・情報の提供

市の生涯学習に関する取組は、生涯学習推進課だけでなく、様々な部署で行われ、全庁的な実施体制である一方、個別に周知を行っているため開催スケジュールがわかりづらいなど、情報提供体制が十分でない状況もありました。

第3次計画では、市内の様々な生涯学習情報を取りまとめ、発信することで、参加しやすい環境を作ります。

事業名	事業概要	関係課
生涯学習相談事業	オンライン等でも気軽にでき、地域の実情に応じた生涯学習相談の実施	生涯学習推進課
情報収集・発信事業	広報戦略課と連携し、生涯学習情報を一元的に収集し発信。	生涯学習推進課

## 1-(2)-ア 参加への障壁をなくす取組

誰一人取り残さない生涯学習の実現に向けては、これまで生涯学習に十分に取り組むことができなかつた方々が参加できるよう、障壁を取り除くことが必要となります。

第3次計画では、生涯学習に取り組もうと考えている人をサポートするため取組を行います。

事業名	事業概要	関係課
生涯学習ワンストップ 対応事業	生涯学習講座における配慮事項を示した指針の作成 生涯学習情報のワンストップ提供	生涯学習推進課
広報力向上事業	職員向け広報セミナーの実施 広報事業へのアドバイスの実施	広報戦略課
外国人市民向け情報発信・ 講座事業	外国語広報紙等の外国人市民向け 広報の拡充 外国人市民向け講座（日本語講座） の実施	国際交流室

## 1-(2)-イ 主体的に活動に参加できる取組

誰一人取り残さない生涯学習の実現には、障壁を取り除いた上で、生涯学習に主体的に取り組むことができるような講座の実施が求められます。

第3次計画では、特に障害のある人が主体的に活動に取り組むことができるよう、新たな講座の実施等に取り組むことで、誰もが生涯学習に自ら取り組める環境を作ります。

事業名	事業概要	関係課
障害者の生涯学習関連事業	障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座の実施	生涯学習推進課
男女共同参画啓発事業	男女共同参画意識の向上を図りながら、能力や行動力を高めるセミナーの開催	男女共同参画室
障害者スポーツ推進事業	障害者スポーツ人材の育成を目指し、スポーツイベントの実施、人材の育成、体制の構築	スポーツ振興課
生涯学習関連事業 (障害のある人や支援者対象)	チャレンジアートフェスティバル、おひさまサンサン生き生きまつり等の開催、奉仕員養成講座の開催	障害福祉課

## 2-(1)-ア 地域で学ぶきっかけ作り

学びの成果をいかして地域社会に貢献するなど、生涯学習の成果をいかし活躍する社会をつくるに当たっては、地域の課題や最新の情報などを知る学びの場がまず求められます。

第3次計画では、地域で学びを始められるきっかけとして、講座等学習機会を提供することで、自らの関心に応じた学習ができるようにしていきます。

事業名	事業概要	関係課
つくば人間学講座	市民との協働講座（人間学講座）の実施	生涯学習推進課
文化財展示講座事業	文化財展示施設等での展示、各種文化財・郷土史に関する講座の開設	文化財課
調査・研究支援事業	筑波大学を始めとするつくば市域における図書館との連携、小・中・義務教育学校で実施するブックトーク等による読書促進	中央図書館
多文化共生推進事業	外国人市民との交流事業の開催及び民間団体実施事業の周知協力	国際交流室
スポーツ教室事業	スポーツ教室の充実	スポーツ振興課
地域交流センター講座等事業	地域交流センターでの学級・講座の充実	文化芸術課
筑波山地域ジオパーク推進事業	筑波山地域ジオパークについての講座・体験学習の実施	ジオパーク室

## 2-(1)-イ 地域で学びつづける仕組み作り

現在、生涯学習に関する取組は、市だけでなく、地域交流センターのサークル活動やシルバークラブの活動など、市民が自ら行っている活動も数多くあります。

これらの市民が取り組んでいる生涯学習の取組を続けていくために、第3次計画では、生涯学習の取組を継続して行えるようサポートを行います。

事業名	事業概要	関係課
生涯学習活動相談事業	生涯学習活動の継続支援	生涯学習推進課
家庭教育学級支援事業	家庭教育学級への指導・助言、講演会等の開催	生涯学習推進課
生涯学習指導者情報提供事業	生涯学習情報（OB人材、指導者情報）の整備・活用	生涯学習推進課
学校施設開放事業	学校施設開放（体育館・グラウンドなど）の推進	教育施設課
文化財サポーター事業	文化財の解説ボランティアの育成	文化財課
つくば市OB人材活動支援事業	生涯学習情報（OB人材、指導者情報）の整備・活用	企画経営課
市民活動団体支援事業	市民活動センターでの活動相談、アイラブつくばまちづくり補助金事業等市民活動団体の活動支援	市民活動課
文化団体等育成支援事業	文化協会の支援	文化芸術課
(公財)つくば文化振興財団支援事業	文化振興財団の支援	文化芸術課
高齢者生きがい活動支援事業	高齢者の社会活動支援	高齢福祉課

## 2-(2) 実践できる人材の育成

市民意識調査では、「社会力」の育成を図る市の方向性に対して多くの方が賛成であった一方、自らの学習経験等をいかして地域に貢献する考えを持つ方は、前回調査に比べその割合が低下し、半数にとどまっています。

第3次計画では、「社会力」を身につけた人材が活躍できるよう、講座や勉強会を実施し、「社会力」を身につけ、地域の課題解決に取り組むことのできる人材の育成を図ります。

事業名	事業概要	関係課
「社会力」人材育成事業	「社会力」を持った人材を育成するために、連続講座など「社会力」を育成する講座を実施。	生涯学習推進課
地区リーダー勉強会事業	地区リーダー勉強会の開催	市民活動課
地域まちづくり支援事業	まちづくりに関する講座の実施・専門家の派遣	都市計画課

## 第5章 計画の推進

### 1 事業の推進方法

第2次計画では、重点事業を5つ掲げ、優先的に推進するものとしていましたが、第3次計画では、重点的に優先して取り組む事業を精選したことから、それらの達成状況について、進行管理を行うこととします。

そのため、重点事業を別に掲げることはしないこととします。

### 2 計画の進行管理と推進体制

#### (1) 個別事業の進行管理・評価

本計画では、事業ごとに「評価の観点」を定め、「評価の観点」を中心に翌年度初めに事業の取組状況を各担当課、本計画の主管課（生涯学習推進課）で評価を行います。

「評価の観点」とは、第3次つくば市生涯学習推進基本計画の基本理念を実現する上で、各事業で特に達成を図る内容です。数値による目標だけでなく、数値以外の観点を設定することで、生涯学習の取組をより多面的に把握することとします。

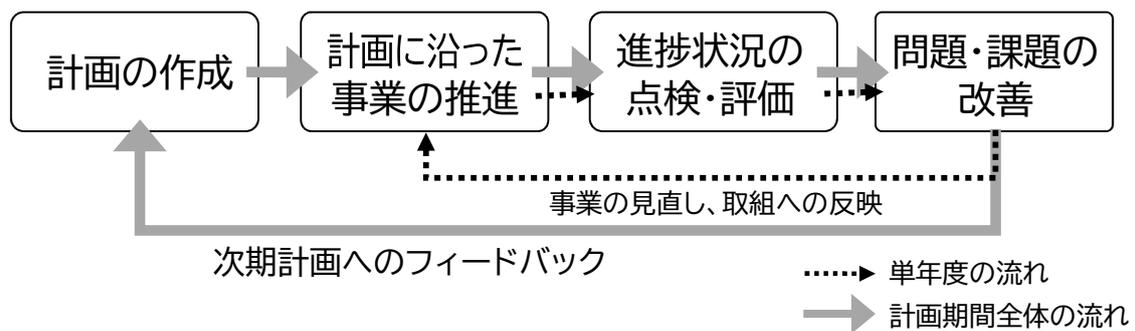
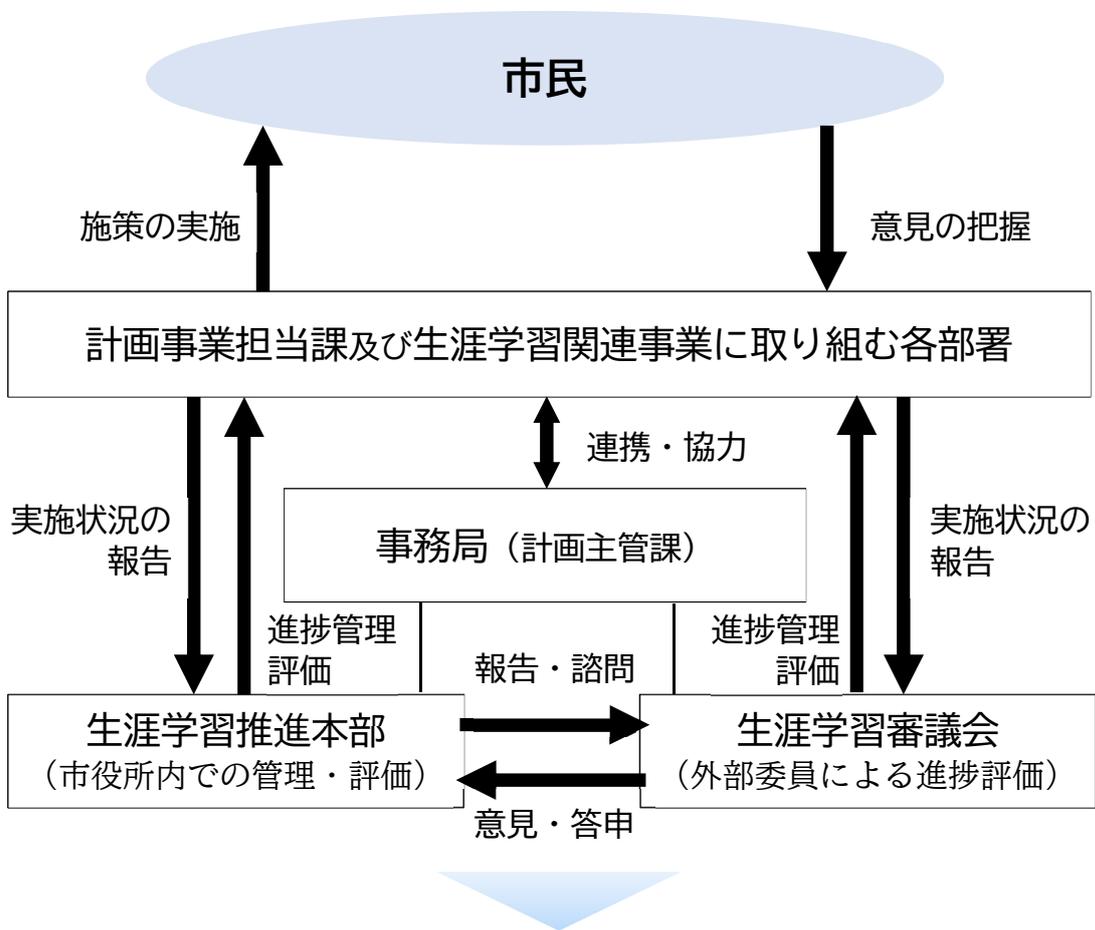


図 5-1 第3次計画の進行管理・評価の流れ

(2) 計画全体の進行管理・評価

各個別計画の評価を踏まえ、計画全般の進行管理は各部長等で構成される生涯学習推進本部を設置し実施します。

また、計画全体の進行管理や評価は、市議会議員、各種団体等の代表者、学識経験者、市民委員から構成される生涯学習審議会で審議し、今後の取組の改善にいかしていきます。



つながる 広がる つくばの生涯学習 の実現

図 5-2 計画推進体制の概略

### 3 成果目標と目標の設定

計画全般にわたる成果目標は次のとおりとし、次回実施の生涯学習に関する市民意識調査等で確認します。

成果指標	目標 (令和6年度)	実績 (令和元年度)
<b>(1) 多様な学びの実現</b>		
生涯学習に取り組んでみたい人の割合 (生涯学習に関する市民意識調査)	80%	78.1%
<b>(2) 誰一人取り残さない生涯学習</b>		
実際に学習活動に取り組んだ人の割合 (生涯学習に関する市民意識調査)	60%	57.9%
<b>(3) 地域で学び合う生涯学習</b>		
地域交流センターの利用者数	520,000 人	506,845 人
<b>(4) 「社会力」を持った人材の育成</b>		
自分の学習成果で社会に貢献したい人の割合 (生涯学習に関する市民意識調査)	60%	49.6%
<b>(5) 計画全体の評価</b>		
市の施策のうち、 生涯学習に満足／どちらかといえば満足な人の 割合 (つくば市民意識調査)	40%	32.8%

## 資料編

---

- 1 計画策定の経過
- 2 各課の取組事業一覧
- 3 つくば市生涯学習審議会条例
- 4 つくば市生涯学習審議会委員名簿

## 1 計画策定の経過

令和元年度（2019年度）

年月日	事項
令和元年 (2019年) 8月23日	令和元年度第1回つくば市生涯学習審議会 ・第3次つくば市生涯学習推進基本計画（仮称）についての諮問
令和2年 (2020年) 1月23日	令和元年度第2回つくば市生涯学習審議会 ・生涯学習に関する市民意識調査 結果報告
3月	書面による協議 ・市民意識調査の結果を受け、第3次計画の方向性について協議

令和2年度（2020年度）

年月日	事項
令和2年 (2020年) 5月	書面による協議 ・第3次計画の基本方針について協議
8月1日	つくば市生涯学習審議会 委員の委嘱 任期：令和2年(2020年)8月1日～令和4年(2022年)7月31日
8月3日	令和2年度第1回つくば市生涯学習審議会 ・第3次計画の実施事業案について協議
8月	書面による協議 ・第3次つくば市生涯学習推進基本計画（仮称）についての諮問
10月28日	令和2年度第2回つくば市生涯学習審議会 ・第3次計画の計画書本文及び基本理念について協議

## 2 各課の取組事業一覧

部名	課名	事業体系	項目
市長公室	広報戦略課	1-(2)-ア	広報力向上事業
政策イノベーション部	企画経営課	2-(1)-イ	つくば市OB人材活動支援事業
市民部	市民活動課	2-(1)-イ	市民活動団体支援事業
		2-(2)	地区リーダー勉強会事業
	国際交流室	1-(2)-ア	外国人市民向け住民情報発信・講座事業
		2-(1)-ア	多文化共生推進事業
	男女共同参画室	1-(2)-イ	男女共同参画啓発事業
	スポーツ振興課	1-(2)-イ	障害者スポーツ推進事業
		2-(1)-ア	スポーツ教室事業
	文化芸術課	1-(1)-ア	市民交流施設利便性向上事業
		1-(1)-イ	地域交流センター講座等事業
		2-(1)-ア	地域交流センター講座等事業
		2-(1)-イ	文化団体等育成支援事業
		2-(1)-イ	(公財)つくば文化振興財団支援事業
	保健福祉部	障害福祉課	1-(2)-イ
高齢福祉課		2-(1)-イ	高齢者生きがい活動支援事業
経済部	ジオパーク室	2-(1)-ア	筑波山地域ジオパーク推進事業
都市計画部	都市計画課	2-(2)	地域まちづくり支援事業
教育局	教育施設課	2-(1)-イ	学校施設開放事業
	生涯学習推進課	1-(1)-イ	民間企業での生涯学習事業
		1-(1)-イ	オンラインによる生涯学習講座事業
		1-(1)-ウ	生涯学習相談事業
		1-(1)-ウ	情報収集・発信事業

教育局	生涯学習推進課	1-(2)-ア	生涯学習ワンストップ対応事業
		1-(2)-イ	障害者の生涯学習関連事業
		2-(1)-ア	つくば人間学講座
		2-(1)-イ	生涯学習活動相談事業
		2-(1)-イ	家庭教育学級支援事業
		2-(1)-イ	生涯学習指導者情報提供事業
		2-(2)	「社会力」人材育成事業
	文化財課	2-(1)-ア	文化財展示講座事業
		2-(1)-イ	文化財サポーター事業
	中央図書館	1-(1)-ア	図書館利便性向上事業
		2-(1)-ア	調査・研究支援事業

### 3 つくば市生涯学習審議会条例

○つくば市生涯学習審議会条例

平成5年6月25日

条例第25号

改正 平成9年6月30日条例第43号 平成30年7月4日条例第29号

(設置)

第1条 市民が自己を高めるため、生涯にわたり社会のあらゆる領域で自発的、自主的に行う学習活動（以下「生涯学習」という。）の振興に関する施策を総合的に進めるため、つくば市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 生涯学習を振興するための施策の総合的な推進に関する事項
- (2) その他生涯学習の推進に必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

(平9条例43・平30条例29・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第1号又は第2号に規定する者で当該職又は地位により委員に任命されたものが当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(平9条例43・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平9条例43・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

(部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 前項の部会の委員は、審議会の委員のうちから審議会が選任する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 4 つくば市生涯学習審議会委員名簿

任期：令和2年（2020年）8月1日から令和4年（2022年）7月31日まで

会長：橋本佳子氏（つくば市議会議員） 副会長：武田直樹氏（NPO 法人代表）

氏名	委嘱区分	備考
はしもと けいこ 橋本 佳子	市議会議員	つくば市議会文教福祉委員会 委員長
いとう たつや 伊藤 達也	各種団体等の代表者	つくば市シルバークラブ連合会 会長
かねかわ せいじ 金川 清治	各種団体等の代表者	青少年を育てるつくば市民の会 会長
ごとう まき 後藤 真紀	各種団体等の代表者	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長
たなか ひでお 田中 秀夫	各種団体等の代表者	つくば市文化協会 会長
なか い ひり 中井 聖	各種団体等の代表者	特定非営利活動法人ままとーん 理事
はぎわら たけひさ 萩原 武久	各種団体等の代表者	一般社団法人つくば市スポーツ協会 会長
ふ ぼう 付 波	各種団体等の代表者	つくば市PTA 連絡協議会 監事
ほしの しょうこ 星埜 祥子	各種団体等の代表者	つくば市ボランティア連絡協議会 世話人代表
わだ まさひこ 和田 雅彦	各種団体等の代表者	つくば市学校長会 会長
おかだ かつし 岡田 克司	学識経験者	元つくば市立手代木中学校長
たけだ なおき 武田 直樹	学識経験者	特定非営利活動法人フュージョン社会力創造パートナーズ 理事長
みどうえち えこ 溝上智恵子	学識経験者	筑波大学図書館情報メディア系 教授
いちき まさあき 一木 正聡	市民委員 <sup>8</sup>	
えはら いさお 江原 功	市民委員	
さいとう やすお 齋藤 靖夫	市民委員	
ふくだ まさお 福田 正雄	市民委員	

（令和2年（2020年）8月1日委嘱 委嘱区分・五十音別）

<sup>8</sup> つくば市生涯学習審議会条例で「市内に在住し、在勤し、又は在学する者」に該当する委員。